

**令和 8 年度女性離転職者等キャリア形成・デジタル人材育成・就業支援に係る
企画・運営業務公募型プロポーザル説明書**

1 業務の目的

再就職や、雇用形態及び業種転換を希望する子育て世代の女性等に対し、デジタルスキル等を習得する講座やキャリアセミナー等により主体的なキャリア形成を支援するプログラムを実施することで、就労の実現を目指す。

併せて、県内企業に対し、柔軟な働き方を実施している企業の取組事例を紹介する説明会を実施するとともに、講座を受講した出会いの場を提供することで、講座を受講した女性が柔軟な働き方で就労できるよう促す。

(1) 業務内容

別紙「令和 8 年度女性離転職者等キャリア形成・デジタル人材育成・就業支援に係る企画・運営業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 予算額

18,355,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 注意事項

(1)公募型プロポーザル参加資格確認申請書

①提出期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 3 時（必着）

②提出書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要書類を提出しなければならない。

なお、グループで申請する場合は、グループの代表構成員が他の構成員の書類を取りまとめて提出すること。

◇提出書類

書類名	内容	様式
(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	グループで参加する場合は、グループ名を記載した上で、代表構成員が記入して提出すること。	様式 1
(イ) 事業概要説明書	グループで参加する場合は、全ての構成員分について提出すること。	様式 2
(ウ) 電子データの保存等に関する申出書		様式 3
(エ) グループ構成書	グループで参加する場合のみ提出すること。	様式 4
(オ) 委任状	グループで参加する場合のみ提出すること。 代表構成員を除く、全ての構成員分について提出が必要。	様式 5

③提出方法

申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準ずるものに限る。（民間宅配業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）ただし、グループの場合は、委任状【様式5】の提出が必要であるため、持参又は郵送等に限ることとする。

また、郵便等による場合は、(1)①の期日までに必着することとする。

(2) 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式6】を以下の期日までに、電子メールにより提出すること。

なお、仕様書の別紙については、(1)①の期日までに公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者に対して随時提供する。

①提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時（必着）

②提出先

メール：syoinkei@pref.hiroshima.lg.jp（広島県商工労働局人的資本経営促進課宛）

(3) 上記(2)に対する回答日等

上記(2)に対する回答については、令和8年3月4日（水）までに、公募型プロポーザル参加資格を有する者全員（グループの場合は代表構成員のみ）に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

①提案書提出場所：広島県商工労働局人的資本経営促進課

②提案書提出期限：令和8年3月6日（金）午後3時（必着）

(5) 審査方法等

①審査方法

提案書の内容を基に、令和8年度女性離転職者等キャリア形成・デジタル人材育成・就業支援に係る企画・運営業務公募型プロポーザル選定委員会が書面審査し、最優秀提案者を1者選定する。

②審査内容

提案書について評価項目ごとに令和8年度女性離転職者等キャリア形成・デジタル人材育成・就業支援に係る企画・運営業務公募型プロポーザル選定委員会における書面審査に係る評価基準に基づいて点数化し、最も合計点が高い提案をした者を最優秀提案者とする。（審査項目ごとに配点は異なる。）

なお、最優秀提案者として選定された場合でも、提案による業務については、協議の結果、実施しないこととする場合がある。

※全委員の合計点が最低基準点450点（満点（750点）の6割）に満たない提案は選定しない。

③結果の通知

令和8年3月11日（水）に、全ての提案者（グループの場合は代表構成員にのみ）に対し通知する。

(6) 非選定者への理由説明等について

- ・最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知（グループの場合は代表構成員にのみ通知）する。
- ・上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局人的資本経営促進課に対して、その理由説明を求めることができる。
- ・この説明を求める場合は、令和8年3月13日（金）午後5時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ・上記に対する回答は、令和8年3月17日（火）までに、書面により行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払い（グループの場合は代表構成員に対する一括払い）とする。ただし、受注者の請求により必要があると認められる場合は、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 注意事項

- ・申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- ・提出された提案書は、返却しない。また、提案書は、最優秀提案者の選定以外に提案者の提出者に無断で使用しない。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 公正なプロポーザルの確保

- (1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (3) 公募型プロポーザル参加者は選考前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させない、又はプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることができる。

5 その他

- (1) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること又は提案書の補正を指示することがある。
- (2) 申請書提出後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式7】を提出すること。
なお、この場合に合っても、提出された書類は返却しない。

6 添付書類

- ・ 広告の写し
- ・ 契約書（案）
- ・ 仕様書（案）
- ・ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- ・ 事業概要説明書【様式2】
- ・ 機密データの保存等に関する申出書【様式3】
- ・ グループ構成書【様式4】
- ・ 委任状【様式5】
- ・ 仕様書等に対する質問書【様式6】
- ・ 辞退届【様式7】
- ・ 提案書作成要領
- ・ 評価基準

【問合せ先】

広島県商工労働局人的資本経営促進課
女性活躍グループ（担当者：山崎）
電話 082-513-3419